

議案第 28 号

蓑虫庵条例及び芭蕉翁記念館条例の一部改正について

蓑虫庵条例及び芭蕉翁記念館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

蓑虫庵条例及び芭蕉翁記念館条例の一部を改正する条例

(蓑虫庵条例の一部改正)

第 1 条 蓑虫庵条例(平成 16 年伊賀市条例第 260 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「次のとおりとする」を「次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」に改め、同項第 1 号中「300 円」の次に「(別に定める施設との共通券を利用する者は 250 円とする。)」を加える。

(芭蕉翁記念館条例の一部改正)

第 2 条 芭蕉翁記念館条例(平成 29 年伊賀市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「300 円」の次に「(別に定める施設との共通券を利用する者は 250 円とする。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。